



'79

3月号

■発行／鹿部村 ■編集／企画管財課 ■製作／久保内印刷



青空に舞う凧

恒例になつた子供会のたこあげが、三月四日、鹿小グランドでおこなわれました。

この日は、たこあげがおこなわるとあって、きれいに晴れあがり、子供達は自分でつくつたたこを楽しそうにあげていました。

北海道知事選挙の投票日です

4月8日は北海道議会議員

◎入場券は届きましたか

入場券は、もうお手元となりましたでしょうか。まだ受け取っていない人は、すぐ選舉管理委員会にお申し出下さい。

受け取った入場券は投票をする時必ず投票所へ持参し提示して下さい。

又、入場券の氏名、住所等記載してある事項を確認して下さい。もしまちがい等があったり、疑問な点がありましたら投票内選舉管理委員会にお問い合わせ下さい。

◎投票用紙、投票の順序をまちがえないよう

投票用紙はまちがえないで下さい。まちがえるとせつから投票しても無効となります。

道議は白色に黒色刷
知事は薄青色に黒色刷

又投票は二回行ないます。
先に知事の投票をしそれを投票箱に入れてから道議の投票用紙を交付します。

◎投票日に都合により投票できない人は不在者投票を！

投票日に仕事や旅行、烈気等の都合で投票できない人は不在者投票をすることができます。

手続はかんたんです。印かん、入場券を持参の上投票内選舉管理委員会までおいで下さい。

又すでに選舉や仕事の都合や入院等で鹿部町にいない方も行き先の町村や入院先の病院（でござない病院もある）で不在者投票をすることができますので「高齢の方は本人にお知らせして下さい。

○不在者投票のできる期間

知事——三月十四日—四月七日
道議——三月二十七日—四月七日
・不在者投票のできる時間
八時三十分—午後五時

毎日であります。（日曜、祭日でも不在者投票ができます。）

『きけんして
だれにまかすか
北海道!!』

◎棄権しないで必ず投票しましょう

北洋道知事及び議会議員選挙は、私達が道政に参加するまたとないチャンスです。棄権しないで必ず投票しましょう。

四月八日は、「あすの北洋道」を決める大切な日です。



良く聞き
良く見て
良く選べ

投票日
…この日ばかりは雨がふってもやがふっても…



◎投票所内の注意

○投票所内での立話しや長話し、特に候補者のうわさなどをしないよう。

○投票が終った人は、速やかにお帰り下さい。

○代理投票をする人を投票所の記載台まで連れてこなくともよいです。投票所内では係員にまかせて下さい。

○記載台で自分の記載する候補者の名前を口に出さないで下さい。

○当日酒をのんで来て、投票に迷惑をかけることのないようにして下さい。このよつた場合は、場内警備員により退去させられることがあります。

◎投票のできる人 できない人

次の要件を満たしている人は投票ができます。但し公民権を停止されている人や、禁治癡者の宣告を受けている人は、投票できません。

要件
①昭和三十四年四月九日以前に生まれた人。
②昭和五十三年十二月二日以前に転入届をし引継ぎ住所を有している人。

商昭和五十三年十一月十三日以

隣に本村に転入届をされた人は、前住所地の市町村で投票できます。但しその際に「引越さ本村に住所を有することの証明書」を持っていかなければなりません。この証明書は役場民生課戸籍係の窓口で発行しています。

はた本村より昭和五十三年十二月八日以後に転出された人は本村で投票できますがその際には、所在する市町村長の証明書が必要となります。

◎棄権防止の為 サイレンの吹鳴をいたします

サイレンの吹鳴時間

午後二時

正午

午後五時(投票終る一時間前)

午後七時(投票開始)

止のため、大のとおりサイレンを吹鳴いたします。火災とまちがえないようにようご注意下さい。

サイレンの吹鳴時間

午後二時

正午

午後五時(投票終る一時間前)

午後七時(投票開始)

◎みんなで選挙をきれいにしましょう

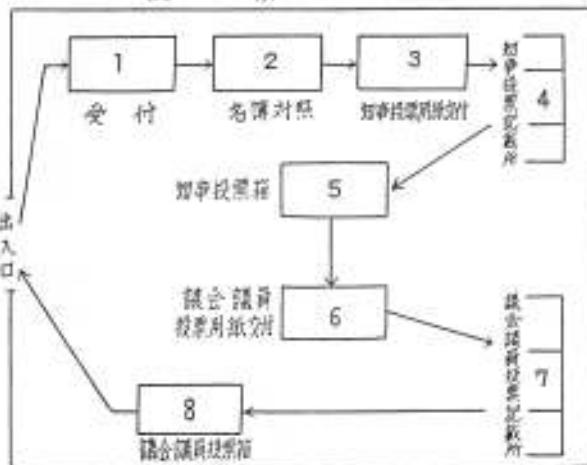
選挙をきれいにするには、お金や物、義理や人情に惑わされないことが大切です。

ところが現実ははどうでしょうか、魂念ながら、またまだなどといわざるをえません。

そこで候補者はもちろん、私たち有権者もルールを守って、真重な一票を投げなさい。きれいな選挙を推進しません。

投票は2回行います

投票順序



“林業改善資金制度の活用を”

林業経営の改善、林業労働災害の防止、林業後継者の養成確保等を進める制度の1つに「林業改善資金貸付制度」があることを御存知ですか。この制度は、道が「無利子」で貸付けするもので、貸付条件は下記のとおりです。

資金の種類	貸付けの対象者	貸付けの限度額	償還期間
林業生産高度化資金	圃地間伐促進資金 森林所有者、森林組合、森林經營を営む会社、市町村等	間伐を実施する森林1ヘクタールにつき 35万円	5年以内
	技術導入資金 上記のほか素材生産業者、種苗生産業者等	リモコン集材機1セットにつき 490万円 苗木床替用機械1セットにつき 100万円 ミスト装置利用育苗施設1セットにつき 180万円 林内作業用トラクター1台につき 400万円 モノレール1セットにつき 210万円 単線循環式軽架線1セットにつき 190万円	5年以内
	間伐村高度利用施設資金 森林組合、木材製造業を営む者等	バーカ1セットにつき 500万円 ワイン九のこ盤1セットにつき 500万円	5年以内
	特認間伐施設資金 上記と同じ	くい先切削機1セットにつき 110万円 くい木くん焼機1セットにつき 30万円 焼くい研磨機1セットにつき 50万円	5年以内
林業労働安全衛生施設資金	安全生産施設資金 森林所有者、造林業者、素材生産業者、林業労働従事者、森林組合、林業を営む会社等	防振チェンソー1台につき 18万円 防振携帯用刈払機1台につき 6万円 電動式刈払機1台につき 35万円 自動式刈払機1セットにつき 140万円 油圧式立木伐倒機1セットにつき 350万円 自動枝打機1台につき 100万円 玉切り装置1セットにつき 200万円	5年以内 (据置期間 2年以内)
	負荷除去等施設資金 上記と同じ (ただし、林業労働従事者を使用する者が主な借受主体となる)	暖房装置付き人員輸送用自動車 1台につき 120万円 振動障害予防器具1セットにつき 33万円 無線機器1セットにつき 170万円 休憩施設1セットにつき 100万円	7年以内 (据置期間 3年以内)
林業後継者等養成資金	研修教育資金 林業後継者たる青年、林業労働従事者、林業労働従事者を使用する者	研修期間1ヶ月以上 ・林業後継者、林業労働従事者1人 につき 7万円~15万円 ・林業労働従事者を使用するものにあっては、その使用する林業労働従事者1人につき13万円~27万円	3年以内 (1年以上の研修を受ける場合、据置期間1年)
	林業経営共同開始資金 林業後継者たる青年、林業後継者たる青年が組織する団体	林業後継者たる青年1人につき 100万円 林業後継者たる青年が組織する団体にあっては、その構成員たる林業後継者たる青年1人につき 100万円	5年以内 (据置期間 1年)

□ 貸付申請書の提出期限　・第1回 6月30日　・第2回 10月31日　・第3回 1月31日

□ 提出先　鹿部村森林組合(役場産業課内)

□ お問い合わせは　森林組合、林業指導事務所又は支庁林務課へ

保険料が四月から

三、

国民年金は、加入者が年をとりたり、障害者となったり、母子家庭になつたときなどに年金を支給して、生活の安定を図る制度です。このため、生活水準その他の事情に変動があつたときは、年金額をみなおし、その充実改善を図ることとしています。

この改善によつて、昨年七月に
拠出年金、八月に福社年金の年金
額がそれぞれ引上げられ、今年も
引上げが予定されています。

国民年金の受給者は、昭和五十一年度末で四百四十四万人おり、給付に必要な資金は、九千四百四十九億円にもなっています。

この財源は、加入者が納入した保険料の積立金と国が負担する国民年金とでまかなわれています。そのため年金額が引上げられると、保険料の額の引上げも行なわれます。

また、今後の受給者数は急激に増加する一方、加入者はほとんど横ばいと推計され、現在、加入者八人で一人の老人の年金をまかなければならぬ状態のなかで、現在の年金水準を向上させているものが、将来は二人で一人の年金をまかなければならなくなります。このような状態のなかで、現在の年金水準を向上す

国民年金の老齢年金、障害年金
母子年全などの給付は、加入期間
年齢、障疾の程度、夫の死亡など
の一一定の要件を満たしている場合
に支給されます。

年金の請求は早めに

るとそれだけ年金の受給開始が遅れることになります。
年金の請求は早めにいたしま
よう。

加入請求の手続きは
お済みですか

昭和三十一年三月一日までに生まれた人：二〇歳になりました。
厚生年金、共済組合に加入している人、これらの方の配偶者及
学生以外の人は、国民年金に加入の手続きをしなければなりません。
大正三年三月一日までに生ま
た人：五六五歳になりました。

加入請求の手続きは
お済みですか

固定資産税
一期分 五十四年四月一日
一五十四年四月三十日より
五十四年五月十日
一五十四年五月三十一日に変更
二期、三期分については、前年
とおりです。（七月・九月）
輕自動車税
定期分 五十四年四月十一日
一五十四年四月三十日より
五十四年五月一日
一五十四年五月三十一日に変更

国定資産税の納期変更 軽自動車税

税金コトナリ

国民健康保険税の納入が無いと
国から補助金を減額されること
になってしまいますので、完納され
るようお願いいたします。

村税の納入についてのお願い

	調定額	収入額	未納額
一般税	現年分 5,835	千円 89,120	千円 6,715
(村民税、固定資産税、軽自動車税)	滞納 額越分	7,928	1,492
国民健康保険税	現年分 83,614	72,607	11,207
	滞納 額越分	9,196	4,421
			4,775

漁港利用料を

納めましょう

助手も終魚期となり、これから小型漁船による操業が盛んになりますが、漁港利用料は、北海道漁港管理条例第十三条により、漁船を入港する前に納めることとなっております。これから漁港を利用される予定の方、または既に利用している方は、早急に利用料を納めようお願いします。

なお、これから納められる利用料は、五十四年度の利用料であります、五十三年度分を納めていない方も同時に納入して下さい。

利用料の使いみちは、漁港施設の軽易な維持補修等に利用されま

動力漁船漁港利用料表

区分	利 用 料				
	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 9ヶ月未満	9ヶ月以上 1年まで
1トン未満	400円	1,100円	1,900円	2,600円	2,900円
1トン以上3トン未満	600	1,700	2,900	3,900	4,400
3~5	800	2,200	3,800	5,200	5,800
5~10	1,400	3,800	6,400	9,000	10,000
10~15	2,000	5,400	9,400	13,200	14,600
15~20	2,600	6,800	12,000	16,600	18,400
20~30	4,800	12,600	21,800	30,200	33,600
30~40	6,000	16,200	28,200	39,000	43,400
40~50	7,800	20,600	35,600	49,200	54,800
50トン以上	9,600	25,600	44,400	61,600	68,400

無動力船は、動力船の2分の1の額
上記料金表は、利用予定額を前納された場合のみに適用されますのでご注意下さい。

死を招く
シンナー乱用
みんなで一掃!

シンナー等の乱用事案が、これ
数年激増し、少年の非行の特徴と
して大きな社会問題となっています。
恐ろしいシンナー遊びを退散し
て、少年を健やかに育てましょう。



みんなの力でシンナー遊びを退散しよう

村の人口

(54.1.31現在)
()は前月比です。

世帯数	1,222 (+5)
総人口	4,978 (-8)
男	2,506 (-2)
女	2,472 (-6)

古い写真を
お貸しください

村では今年開基百周年を迎え
ました。これにあたり、明治
・大正・昭和(三十九年頃ま
で)の諸行事・建築物・人物
・漁業等の風景写真を収集し
ています。

お貸しいただいた写真は、
記念行事の資料や、村勢要覧
等に広く効果的に活用させて
いただきますので、ご協力願
います。

「こんなものもある」とい
う方は、ご一報願います。
(全国書籍販売)

よろこび
かなしみ

工高 橋ト ミ八 四歲 暮	野佐川木 田島口村 咲宏優倫 子美氣子 幹正成 等雄勝幸 李別	おおたんじょう おめでとう おめでとう おめでとう おめでとう おめでとう おめでとう
---------------------------	---	---